

# 生徒心得

生徒指導部

この心得は本校生徒が明るく豊かな高校生活を過ごすための日常の心構えを簡潔に示したものである。この心得を十分に理解し活用して、人格の健全な発達をめざし、充実した高校生活を送ろう。

## 第1章 基本的心得

- 1 校訓「流汗悟道」を旗印に本校生としての自覚を持って日々実践に努めよう。
- 2 知的教養を深め、豊かな情操を身につけよう。
- 3 規律を守り、協調の精神を身につけ、明るい集団生活を送ろう。
- 4 責任を重んじ、謙虚で礼儀正しい生活態度を培おう。
- 5 生命を大切にし、自ら進んで心身を鍛えよう。

## 第2章 登下校

- 1 課業日の登下校は次のとおりとする。  
登校 8時25分までに登校する。  
下校 18時までに下校する。以降、居残る場合には担当教員の許可を得る。
- 2 休業日（土・日・祝祭日等）の登下校については、担当教員の指示に従う。
- 3 公衆道德及び交通法規を守り、自他の安全には特に留意する。
- 4 親族以外の車両への同乗は一切禁止する。
- 5 自転車の使用は、学校の定める期間内とし、事前に「自転車通学届」を提出し、「許可ステッカー」を自転車に貼付する。
- 6 通学途中において事故等が発生した場合は、直ちに学校へ連絡する。

## 第3章 身だしなみ

身だしなみについては、別に定める「頭髪・身だしなみ規程」に従う。

## 第4章 校内生活

- 1 授業  
(1) 授業の始めと終りの礼は、起立して行う。  
(2) 教科書など授業に必要なものは必ず持参し、不要なものは鞆または机にしまう。  
(3) 授業中は私語を慎み、学習の成果があがるように最善の努力をする。
- 2 出欠席  
(1) 欠席する場合は、保護者から事前に担任に連絡する。  
(2) 登校時刻（または授業開始時刻）に遅刻した場合は、入室許可書を担任（または教科担任）に提出する。  
(3) 早退するときは、必ず担任の許可を得る。
- 3 途中外出  
原則として認めない。ただし、やむを得ない理由のため校地外に出るときは、必ず担任の許可を得ること。

#### 4 校舎施設、設備等の使用および管理

- (1) 校舎、施設、設備及び校具は大切に扱う。万一破損した時は直ちに関係職員へ申し出る。原則として、弁償の責任を負うものとする。
- (2) 休業日等に使用する場合は、関係職員の指示に従う。
- (3) 使用後は、後片付け・清掃を行い、関係職員へ報告する。
- (4) 校地内での火気の使用は認めない。

#### 5 非常災害発生時

火災、地震などの非常災害が発生した場合は、学校の指示に従う。

#### 6 所持品（携行品）

- (1) 身分証明書は校内外を問わず必ず携行する。
- (2) 修学上必要なものだけに限り持参し、記名しておく。
- (3) 金銭など貴重品の管理には特に留意し、必要があれば、関係職員へ預ける。
- (4) 許可されたもの以外は教科書をはじめ、すべて持ち帰る。
- (5) 金品を紛失したり、遺失物を拾得した場合は、すみやかに関係職員へ届け出る。
- (6) 携帯電話・スマートフォンは、8時25分から12時40分（4校時終了時）まで、13時20分（5校時開始予鈴時）から15時20分（帰りのSHR 終了時）までは使用しない。ただし、課題の取り組み等、学習の目的で使用する場合のみ10分休みの使用を認める。
- (7) 携帯電話・スマートフォンは、清掃、行事準備等、公的な作業時も使用禁止とする（授業や作業で使用を許可された場合を除く）。使用禁止時は、基本的に電源を切り鞆の中にしまうこと。歩きながら使用しないなど、公共マナーを守ること。

#### 7 校内規律その他

- (1) 言葉遣いは品位を保ち、相手を敬う言葉を用いるなど礼儀をわきまえる。
- (2) 来賓、職員、生徒同士の挨拶を積極的に行う。
- (3) 特定の政治活動及び宗教活動は許可しない。
- (4) 生徒間の金品貸借、物品売買、寄付行為は認めない。
- (5) 不要不急の電話の呼び出しは、取り扱わない。
- (6) 校内に許可を受けた関係者以外を伴わない。

### 第5章 校外生活

#### 1 車両運転免許

別に定める「普通自動車運転免許取得規程」に従う。

#### 2 外出・外泊

- (1) 外出時間は原則21時までとする。
- (2) 外泊する場合は保護者の承諾を受ける。

#### 3 旅行

登山、キャンプおよび泊を伴う旅行は、原則として保護者またはそれにかわる引率者が同行する。

#### 4 アルバイト

別に定める「アルバイト規程」に従うこと。

#### 5 出入り禁止の場所

- (1) パチンコ、マージャン等の遊戯場およびディスコ、クラブほか、未成年の利用が相応しくない

場所。

(2) 法令等により高校生の出入りが禁止されている場所。

#### 6 校外行事等への参加

本校の部活動等以外のスポーツ大会や文化的諸行事に参加する場合は、事前に担任へ届け出て、承認を得る。

### 第6章 その他

- 1 本校生としての自覚と誇りをもった言動を心掛けること。また、公共マナーを守ること。
- 2 校外における事故が発生した場合は、大小を問わずすみやかに学校へ連絡する。
- 3 交際する場合は、節度を心得た健全なものとし、周りの目を気にかける。
- 4 本籍、現住所、姓名及び保護者等に変更のある時は、すみやかに担任へ届け出る。

附則) 令和4年3月24日 一部改定

令和4年5月19日 一部改定

# 頭髪・身だしなみ規程

生徒指導部

## 1 制服

本校指定の制服を着用する。(ジャケット、スラックス・スカート、ワイシャツ・ブラウス、ネクタイ、ベスト) ※ネクタイは正装時には必ず着用。

### (1) 正装

ア) 儀式、式典、全校集会(始業式、終業式等)の正装はネクタイを付ける。

今の正装(ブレザー、ネクタイ)は卒業式、入学式のみ着用しそのほかの正装はネクタイを身につけるとする

イ) 正装時は、本校指定のワイシャツ・ブラウスを着用する。

ウ) 正装時はセーター、ベストは着用しない

### (2) 身だしなみ

ア) スカート丈は膝頭にかかる長さとする。

イ) スカートをウエスト部で折り短く履くことは禁止する。

ウ) スラックスを腰骨から下げて履く(腰パン)など着崩すことは禁止する。

エ) ワイシャツ、ブラウスの第1ボタンは留める

オ) ワイシャツ、ブラウスの裾はスラックス・スカートの中にきちんと入れる。

カ) ワイシャツ、ブラウス内にインナーを着用する。ただし柄物、華美な色は着用しない。

キ) 指定ワイシャツ・ブラウス以外は白無地、レギュラーカラーとする。

ク) セーターは本校指定のものを着用する。

ケ) ジャケットの下に私服を着ない。

### (3) 靴下

ア) 色は白、黒、紺、グレーの無地とする。

イ) デザインはワンポイントまでとする。ラインや柄の入ったもの、装飾類の付いたものは着用しない。

ウ) 長さはハイソックス以下とする。

エ) ストッキングは黒または肌色とする。

### (4) ベルト

ア) 色は黒、茶の無地とする。ツートン、メッシュ等柄の入ったものは着用しない。

イ) 金属等に装飾の入っていないものとする。

ウ) スカートにベルト着用は原則禁止する。

### (5) 履き物

ア) 上靴は本校指定のものとする。

イ) 体育用外履きは本校指定のものとする。

ウ) 通学用靴はサンダル、下駄、ハイヒール等通学に不適切なものは禁止とする。

### (6) 夏季略装

ア) 開始、終了日は気温、天候等に合わせて各自が判断する。

イ) ワイシャツを着用する。

ウ) ノーネクタイを認める。その際はワイシャツ・ブラウスの第1ボタンのみ留めなくても良い。

エ) 寒暖調節のため、基本的に略装の上に着る場合は本校指定ジャケットとする。

## 2 頭髪

- (1) 派手な髪型にしない。清潔、清楚を心がけること。
- (2) ワックス等の整髪料は髪を整えるために使用すること。
- (3) コテや編み込みでウェーブをつけることは不可とする。
- (4) ドライヤー、ヘアーアイロン、コテ等の器具で変色した場合は改善の対象となる。

## 3 装飾品等

- (1) 装飾品は禁止する。
- (2) 髪留めは落ち着いた色、形のものを使用する。
- (3) マニキュアは使用しないこと。化粧に関しては基本的に禁止だが肌の悩み（ニキビ、クマ、シミ、あざなど）を解消するために化粧品を使用することは認める。
- (4) カラーコンタクトは禁止する。

## 4 その他

- (1) 眉毛は自然の状態を維持する。
- (2) 爪は常に清潔感を保ち、適切な長さを保つ。
- (3) 髭は伸ばしたままにしない。
- (4) 制服の不要な加工はしない。
- (5) 登下校時の防寒着は華美、奇抜なものは着用しない。
- (6) 学校の指導に従うこと。

附則) 令和4年3月24日 一部改定

# アルバイト規程

生徒指導部

- 1 アルバイトは、事前に「アルバイト許可願」を提出し、許可を得なければならない。無許可のアルバイトが発覚した場合は、指導の対象とする。
- 2 次の条件をすべて満たしていると確認された場合アルバイトを許可する。
  - (1) 労働基準法などの法令に違反しない業務であること。
  - (2) 就業場所が、平取町内および居住地近郊であること。
  - (3) 21時には業務を終了し、速やかに帰宅すること。
  - (4) 高校生の出入り禁止場所での業務および危険をとまなう業務ではないこと。  
※酒類の提供と接待が主たる飲食店、パチンコ店、麻雀荘及び危険をとまなう作業は禁止する。
  - (5) 雇用者側が本校アルバイト規程を理解していること。
- 3 「アルバイト許可願」は年度ごとの更新制とする。
- 4 次の場合には、アルバイト許可を中断する。
  - (1) ー1 「評価1, 2」「評価C, C, C」が予想される教科を有する者
  - ー2 欠課時数が実施時数の2割を超過する教科を有する者上記の一つに該当する者はその回復が見込まれるまで、アルバイトを中断する。
- (2) 就業途中であっても本規程により、不相当と判断された場合は許可を取消または中断とする。
- (3) 本規程（業務終了時間等）に対する雇用者側の理解を得られないと判断された場合は許可を取り消す。
- 5 アルバイト許可期限内に辞める場合は、学校にアルバイト終了届を提出すること。
- 6 本規程に違反した場合は、特別指導の対象となる場合がある。

附則) 平成29年 3月17日 一部改定  
令和 3年10月26日 一部改定

# 普通自動車運転免許取得規程

生徒指導部

- 1（目的）本校に在学中の運転免許取得にあたり、人命の尊さを自覚し、将来にわたる健康で明るい社会生活を実現することを目的としてこの規程を定める。
- 2（取得許可）
  - （1）普通自動車運転免許証の取得については、卒業後の必要性を考慮し、条件により在学中の自動車学校入校を認める。ただし運転免許証の取得は卒業式以降とする。
  - （2）原動機付自転車および自動二輪車については、在学中の自動車学校入校及び運転免許証の取得いづれも禁止する。
- 3（許可条件）普通自動車免許の取得許可条件は次のとおりとする。
  - （1）自動車学校通学は、第3学年の11月以降認める。ただし、進路未決定者および成績不振、欠席時数超過等により、卒業が見込まれない者については認めない。
  - （2）進路未決定者であっても、学習成績や出席状況に問題がなく卒業が見込まれる者については、第3学年の11月以降、自動車学校への通学を認める。
  - （3）自動車学校通学のための欠席は認めない。
- 4（手続き）普通自動車運転免許取得に当たっての手続きは次のとおりとする。
  - （1）「普通自動車運転免許取得許可願」を提出する。
  - （2）「自動車学校通学許可証」の交付を受け、自動車学校入校の際に提示する。
- 5（特別指導）無届けでの自動車学校通学や運転免許取得が判明した場合は、特別指導の対象とする。

附則） 平成29年3月17日 一部改定  
令和3年10月26日 一部改定